

者による連絡会議を開催し、情報交換に努めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、さらに1年間期間を延長するものとし、以降についても同様とする。

(その他)

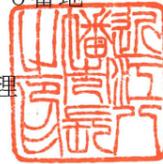
第13条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 4 年 1 月 25 日

甲 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地

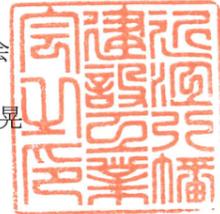
近江八幡市長 小西 理



乙 滋賀県近江八幡市桜宮町231番地2

近江八幡建設工業会

会長 坂本 智晃



災害時における災害廃棄物の処理等の 支援に関する協定書

近江八幡市

近江八幡建設工業会

災害時における災害廃棄物の処理等の支援に関する協定書

近江八幡市（以下「甲」という。）と近江八幡建設工業会（以下「乙」という。）は、災害時における災害廃棄物の処理等の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、近江八幡市内において地震、風水害及びその他の災害が発生し、また発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、当該災害等により発生した災害廃棄物の処理等に関し、甲が乙に支援を要請するに当たっての必要な事項を定めることにより、災害時における住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）災害

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に掲げる災害をいう。

（2）災害廃棄物

地震、風水害及びその他の災害により一時的に大量に発生した破損又は汚損した一般廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する一般廃棄物をいう。

（支援の要請）

第3条 甲は、災害時において災害廃棄物の処理等に支援が必要な場合は、次に掲げる事項の支援を乙に要請することができる。

（1）災害廃棄物の分別、撤去、積込

（2）災害廃棄物の収集運搬

（3）避難所等への仮設トイレ等の運搬設置

（4）仮置場の設置、管理、運営

（5）その他災害廃棄物の処理等に関して必要な事業

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を支援要請書（様式第1号）により乙に対し文書により通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後に速やかに文書により通知するものとする。

（1）被災の状況

（2）支援要請の内容（作業内容、必要な人員、車両、資機材の数量等）

（3）その他必要な事項

（災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、甲から前条に規定する要請を受けたときは、乙の会員の中から協力可能な

人員、車両及び資機材等を手配し、災害廃棄物処理等業務に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、支援を実施する会員に対し、次の各号に掲げる事項に留意するよう周知するものとする。

（1）労働災害及び交通事故の未然防止に万全を期すること。

（2）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

（3）災害廃棄物の再利用および再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報の提供）

第5条 甲及び乙は、災害廃棄物の処理等が迅速、的確に遂行できるように、被災・復旧の状況等必要な情報の提供に努めるものとする。

2 乙は、甲から第3条に規定する支援要請があったときは、支援の内容や方法等必要な情報を甲へ提供するものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、第3条に規定する要請に基づき乙の会員が災害廃棄物処理等業務を実施したときは、次に掲げる事項を実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（1）実施内容

（2）その他必要な事項

（費用の負担）

第7条 第3条に規定する要請に基づく支援に要する費用は、甲の負担とするものとする。

2 甲が負担する費用は、災害発生時の直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害賠償）

第8条 乙は、甲の責めに帰さない事由により、災害廃棄物の処理等の実施に伴い第三者へ損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（補償）

第9条 この協定に基づいて災害廃棄物の処理等に従事した乙の会員の者が、これに従事したことにより死亡し、負傷し又は疾病にかかった場合の補償については、労働者災害補償保険法その他法令によるものとする。

（連絡体制の確保）

第10条 甲及び乙は、それぞれ担当窓口を定めておくものとする。

2 前項の情報は、甲乙相互に確認しておくものとし、内容に変更があったときは、速やかに通報するものとする。

（連絡会議の設置）

第11条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じて関係

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

近江八幡建設工業会 様

近江八幡市長

支援要請書

「災害時における災害廃棄物の処理等の支援に関する協定書」の規定に基づき、下記のとおり支援を要請します。

記

- 1 被災の状況
 - (1) 災害等が発生した場所
 - (2) 被災の状況
- 2 支援要請の内容
 - (1) 予定期間
 - (2) 作業内容
 - (3) 作業場所
 - (4) 必要な人員、車両、資機材の数量等
- 3 その他必要な事項

連絡先： 担当 電話

(2 要請内容について、内容が複数にわたる場合は別紙により記載することができる。)

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

近江八幡市長 様

近江八幡建設工業会

実施報告書

「災害時における災害廃棄物の処理等の支援に関する協定書」に基づき支援の要請があったことについて、下記のとおり実施しましたので報告します。

記

- 1 実施内容
 - (1) 実施期間
 - (2) 実施した作業内容
 - (3) 実施場所
 - (4) 従事した人員数
 - (5) 作業に使用した車両台数
 - (6) 作業に使用した資機材の数量等
- 2 その他必要な事項

連絡先： 担当 電話

(1 実施内容について、内容が複数にわたる場合は別紙により記載することができる。)